

太田市地域と調和した畜産環境確立事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、畜産農家自ら畜産周辺環境を整備することにより、畜産業に起因する悪臭や水質汚濁等、周辺環境への影響を改善し、畜産経営の健全化を図ること及び畜産農家等における良質堆肥の安定生産、安定供給を促進することにより、効果的に耕畜連携を進め、地域における畜産業の持続的発展と資源循環型農業の推進を図るため、太田市地域と調和した畜産環境確立事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、地域と調和した畜産環境確立事業実施要領（平成17年4月1日群馬県制定。以下「実施要領」という。）及び太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付を申請できる者)

第2条 補助金の交付を申請できる者は、市内の農業協同組合又は畜産農家等であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

- (1) 家畜飼養頭羽数がおおむね、牛の場合は10頭以上、豚の場合は100頭以上、採卵鶏の場合は2,000羽以上であること。
- (2) 環境負荷軽減のチェックシート（実施要領別記様式第3号ー1）に掲げられた取組の実行に努めること。
- (3) 畜産農家が補助金の申請をする場合は、認定農業者であること。

(事業)

第3条 市長は、実施要領に基づき、次に掲げる項目ごとに補助金を交付するものとする。

- (1) 畜産経営環境周辺整備支援
- (2) 良質堆肥流通促進

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 畜産経営環境周辺整備支援
ア 臭気対策

実施要領及び実施基準に定める補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費という。」）の3分の1以内の額。ただし、常緑樹・臭気対策耐久資材等に係る経費については、1戸当たり1,000千円を上限とする。

イ 排水対策

対象経費の3分の1以内の額

(2) 良質堆肥流通促進

ア 堆肥分析支援

対象経費の10分の10以内の額。ただし、1生産事業所当たり60千円を上限とする。

イ 堆肥広域流通支援

堆肥（2t以上）の運搬（ただし、堆肥所在地から10km以上離れた場所への運搬に限る。）に対して、基準額1千円のほか、1km当たり200円を加算した額。ただし、距離はkm単位（小数点以下切捨て）とし、1回当たり7千円を上限とする。

ウ 堆肥散布作業受託支援

堆肥（2t以上）の散布に対して1回当たり3.5千円以内の額とする。

エ 堆肥購入・定着支援

流通費及び散布費等を含む堆肥購入費の2分の1以内の額とし、堆肥2t当たり2.5千円を上限とする。

オ 混合堆肥複合肥料利用モデル

対象経費の10分の10以内の額

2 補助金は、予算の範囲内で交付する。

（書類の整備等）

第5条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付の対象となった事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。ただし、補助金の交付の対象となった事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条で定める処分の制限を受ける期間又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）を経過しない場合においては、当該処分制限期間が経過する日まで保管しておかなければならない。

(その他)

第 6 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。